

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会（第16回） 議事要旨

1. 日時：令和4年11月7日（金）13:00～14:30
2. 開催方式：WEB会議
3. 議題：
 - (1) ヒアリング
 - (2) 事務局からの説明事項
 - (3) 今後の審査の進め方について
4. 出席委員：竹内健蔵委員長、山内弘隆委員長代理、朝岡大輔委員、河島伸子委員、樋口進委員、古谷誠章委員、矢ヶ崎紀子委員
5. 議事要旨（✓：事務局 ○：委員 ◆：申請者（長崎））

- ✓ 長崎へのヒアリングを実施した。申請者とのやり取りは以下のとおり。
- 8月に提出頂いた質問回答を拝見したところ、4月に申請された計画における海外・国内の出資比率8：2が変更されているように見受けられる。特に国内出資予定額の大半を海外の投資ビークル（A社）が補填するように見受けられるが、このような変更をどうとらえているのか。
- ◆ CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL JAPAN株式会社（以下「CAIJ」という。）の出資が8割、国内企業が2割という当初のスキームは一貫して維持されていると考えている。出資する国内企業については、大手国内企業、九州内企業等を想定しており現在も出資の交渉を継続している。その中で不足が生じる場合は、A社が補填するという計画である。
- 提出されているレターは本文上においても、意向や高い自信という表現に留まっているが、確実性があると考えられるのか。
- ◆ 出資については投資家からレター、融資についてはアレンジャーからのレターとタームシートに加え投資家からのレターがセットで提出されている。融資において法的な拘束力を持つのは融資契約書であり、その前段のレターで金融機関との条件交渉を実施していくものであると理解している。
- ◆ 計画の認定前においては、融資契約は困難のため、確実性の判断は金融機関が出している条件の内容、実績、信用力から判断することが適切と考えている。
- ◆ 今回出されているレターとその内容については、海外IRの公募事例では一般的なものであると把握している。これらを総合し、確実性があると判断している。
- レターに法的拘束力がない、実行されることを保証しないと明瞭に示さ

れているが、この点についてどのように解釈しているのか。

- ◆ ご指摘の表現は、海外 I R 事例における Highly Confident Letter (HCL) において一般的に用いられるものと認識している。先ほど説明したとおり、レター以外の資料も含め、総合的に判断すると、資金調達の確実性があると考えている。

- A社を設立予定の会社の代表者は、長崎県の事業者選定プロセスに応募していた他のコンソーシアムに関わっていたと理解しているが、この点をどのように考えているのか。
- ◆ ご指摘の点は、事業者を決定した後の参画であるため、長崎県の公募ルールにおいて問題ないと認識している。

- CASINOS AUSTRIA INTERNATIONAL (以下「CAI」という。) から CAIJ への出資が相対的に非常に少ないが、どのように評価しているのか。
- ◆ CAI の出資は少額だが、海外におけるカジノ運営実績・ノウハウがある。また、CAI 以外にも、オーストラリアで投資開発の実績がある企業や、北米で投資実績のある企業があり、こういった経験豊富な投資家の英知を集めながら運営がなされるものと考えている。

- CAIJ について、X社といった CAI 以外の出資者が大きく変わっているが、同一性や継続性についてどのように評価しているのか。
- ◆ X社については当初資金提供を行う予定であったが、資金提供を行う投資家やアレンジャーが協議し、A社という新しい会社を設立して調達することによって変わっている。投資家やアレンジャーの協議の上での決定であり、一定の同一性は継続していると考えている。

- A社に出資予定の投資会社の一つは、他県で I R の検討に携わっていた主体と認識しているが、どのような経緯で長崎 I R に参加したのか。
- ◆ 当該投資会社は、もともと長崎 I R に関心を持っており、他県での検討とは関係なく関わることとなった。

- 国内出資をとりまとめる投資ビークルの設立が予定されているが、主要株主になると考えられるため、代表者といった記載事項も必要になるのではないか。
- ◆ 当該投資ビークルは区域整備計画の認定後に国内で登記されると認識している。設立後は、ご指摘の対応等が必要に応じて生じると考えている。

- 海外の事例などを見てアレンジャーのレターを提出されていると理解したが、資金調達先との議論の熟度が分からない。今の段階でコミットメントレターを出してくださいと言えばすぐに提出されるところまで議論は進んでいるのか。
- ◆ アレンジャーからのレターに加え、タームシート、出資・融資予定者からのレターをセットで提出している。認定前に拘束力の高い、確度の高いレター等を提出することは、現時点では難しいのではないかと考えている。

- ハウステンボスの売却について、IRにも関係があるのではないかという報道がなされているが、それについてはどのように考えているのか。
- ◆ ハウステンボスの株主は、H I SからP A Gに移っている。IR開発予定地の一部がハウステンボスの土地であり、この土地の売却については、ハウステンボスとC A I Jが売買予約契約を締結し、仮登記を済ませているので、資本の移転に伴う土地の売却等には影響はないと考えている。

- 資金調達の確実性について、より確度の高いものが求められていることを長崎県も認識していると思うが、各社に対してそのようなレターを出してくれないかということはすでに聞いたのか。その時の反応も教えて頂きたい。
- ◆ 資金調達の確度を高めるために追加レターの提出や表現の変更といった努力を重ねてきたが、認定前の段階で法的拘束力を持つものを提出することはハードルが高い状況であるため、タームシート等から、総合的に確実性を説明している。

以上